

尾鷲総合病院 特定建築物定期調査報告業務委託仕様書

1. 委託業務内容

特定建築物定期調査報告業務

- 1) 建築物及び建築設備の現地調査業務
- 2) 報告書作成業務

2. 委託業務期間

契約締結日より令和7年9月30日まで

3. 委託業務内容

・特定建築物定期調査報告業務

本調査は、建築基準法第12条第1項の規定に基づく建築物及び建築設備、防火設備の現地調査・点検並びに、報告書の作成を行う。

4. 対象建築物の概要

特定建築物定期調査報告業務

R C造8F建他、延床面積の計 20,604㎡

5. 調査業務等

- ・建築基準法で定める定期報告の定期調査報告書に基づき建築・設備の調査を行うこと
- ※設計図書及び、前回同調査資料は貸与します。
- ・現地調査は、施設利用の状況を配慮の上、事前に施設管理者等と打ち合わせのうえ調査を行う。

6. 管理技術者の資格要件

建築士法による一級建築士、二級建築士、又は特定建築物調査員

7. 特定建築物定期調査報告成果品提出書類

- ①定期調査報告書
- ②定期調査結果表
- ③別添1（調査結果図）※調査に係る指摘の有無に係らず、配置図及び各階平面図を添付。
- ④別添2（関係写真）※調査の結果「要是正」の項目が無い場合は省略下さい。
- ⑤定期調査報告概要書
- ⑥付近見取図

※ 提出部数各 2 部(正・控え用)、電子データ

※ 定期調査報告書は担当の三重県建設事務所へ当院を代行し提出。